

愛知県内の  
事業者の  
皆様へ 

# 自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

愛知県内の事業者の皆様へ、お願いしたいこと

令和3年4月1日～

## 自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発の実施

- 事業の用に供する自転車を利用する者（従業員や自転車を借り受ける者）や、自転車通勤者に対し、自転車の交通ルール等について、教育又は啓発を行うよう努める

## 自転車を事業の用に供するときは

### 事業の用に供する自転車の点検整備等の実施

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

 自転車を事業の用に供するとは

人の移動、貨物の運送等の手段として利用する自転車（従業員に自転車を利用させる場合も含む）のほか、自転車の貸出しの事業を行う者も含まれます。

## 自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努める

（自転車の安全で適正な利用に必要な措置の例）

走行前点検の励行、ヘルメット着用の励行、自社における交通事故事例の把握・分析、交通事故情報をもとにした安全な走行方法・ルート等の検討等

令和3年10月1日～

## 乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

- ・ 自転車を事業の用に供する従業員には、着用させるよう努める
- ・ 自転車通勤者、事業の用に供する自転車を借り受ける者には、着用を促進するため情報提供・助言等を行うよう努める

## 自転車損害賠償責任保険等への加入 **義務**

- 自転車を事業の用に供する事業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない
- 自転車通勤者が、自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうか確認するよう努める

詳しくは裏面へ

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生しています。万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

**高額賠償事例：9,521万円** (日本損害保険協会 Web ページより)  
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

- **自転車**を事業の用に供する事業者は、**事業活動中の事故にも対応**できる損害賠償責任保険等への加入が必要です。
- **自転車の貸出し**を行う事業者は、**利用者（自転車を借り受ける者）の運転ミスによる事故も保障の対象**となる損害賠償責任保険等に保険等への加入が必要です。

### 自転車通勤者が保険等に参加しているか確認をお願いします

自転車通勤者に対し、自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうかを確認し、確認できなければ、保険等に関する情報提供を行うよう努めてください。

#### 自転車損害賠償責任保険等の加入状況確認シート

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険、傷害保険等、他の保険の特約として付帯されている場合もあります。まずはご自身や御家族の加入状況を確認しましょう。(御家族が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります。)

自転車利用中の事故により他人に怪我をさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等に参加していますか？  
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。(期限あり)

